



鹿児島労働局発表  
令和元年7月11日

【照会先】

鹿児島労働局雇用環境・均等室  
室長 大庭 直美  
労働紛争調整官 壺屋 明  
電話 099-223-8239

報道関係者 各位

## 平成30年度 個別労働紛争解決制度の施行状況

### 「いじめ・嫌がらせ」の相談が1,000件を超え、過去最高

鹿児島労働局（局長 こばやし ごう 小林 剛）では、このたび「平成30年度個別労働紛争解決制度の施行状況」を取りまとめました。

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間における労働関係のトラブルを未然に防止し、早期に解決を図るための制度で、「総合労働相談」、労働局長による「助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」の3つの方法があります。（資料1）

#### 【ポイント】

#### 1. 総合労働相談及び民事上の個別労働紛争に係る相談は前年度と比べて増加、紛争解決援助のためのあっせん申請は減少（資料2の1）

・総合労働相談件数	9,012件（前年同期比 7.0%増）
うち民事上の個別労働紛争相談件数（※）	4,085件（同 26.7%増）
・助言・指導申出件数	80件（同 増減なし）
・あっせん申請受理件数	27件（同 10.0%減）

#### 2. 民事上の個別労働紛争の相談においては、「いじめ・嫌がらせ」が5年連続トップで過去最高。「いじめ・嫌がらせ」は紛争解決援助のための「助言・指導」及び「あっせん」申請においてもトップとなった。（資料2の2）

- ・民事上の個別労働紛争の相談の内訳は、「いじめ・嫌がらせ」が1,139件（同22.6%増）と前年度より増加し、相談のトップを占め、過去最高となった。  
次いで多いのは「自己都合退職」の797件（同38.9%増）と前年度より増加した。
- ・「いじめ・嫌がらせ」については、助言・指導の申出件数が19件（同38.7%減）、あっせん申請は14件（同180%増）となった。

#### 【今後の取組】

鹿児島労働局では、今後も労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導及びあっせんの運用を的確に行い、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に取り組む。

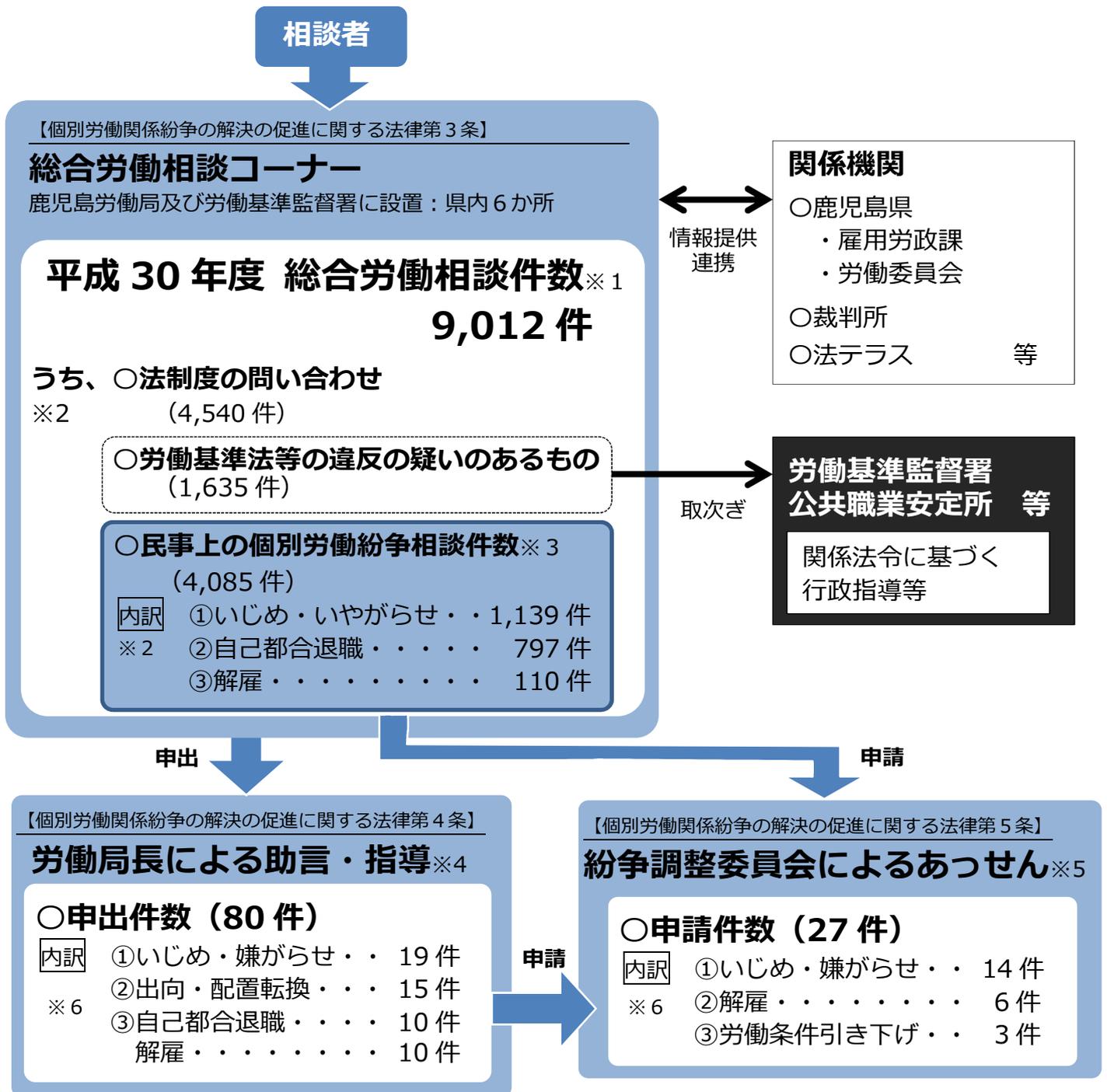
また、パワーハラスメント防止対策が企業に義務付けられることとなるため、今後、法の円滑な施行のための周知に取り組む。

※「民事上の個別労働紛争」：労働条件その他労働関係についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働基準法等の違反に係るものを除く）

#### <添付資料>

- 資料1. 個別労働紛争解決制度の枠組み
- 資料2. 平成30年度個別紛争解決制度の運用状況
- 資料3. 平成30年度における助言・指導及びあっせんの事例
- 資料4. 総合労働相談コーナー一覧

# 個別労働紛争解決制度の枠組み



※1 総合労働相談コーナーにおいて、あらゆる労働相談にワンストップで対応

※2 複数の内容にまたがる相談等が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している。

※3 労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争に係る相談  
 (労働基準法等の違反に係るものを除く)

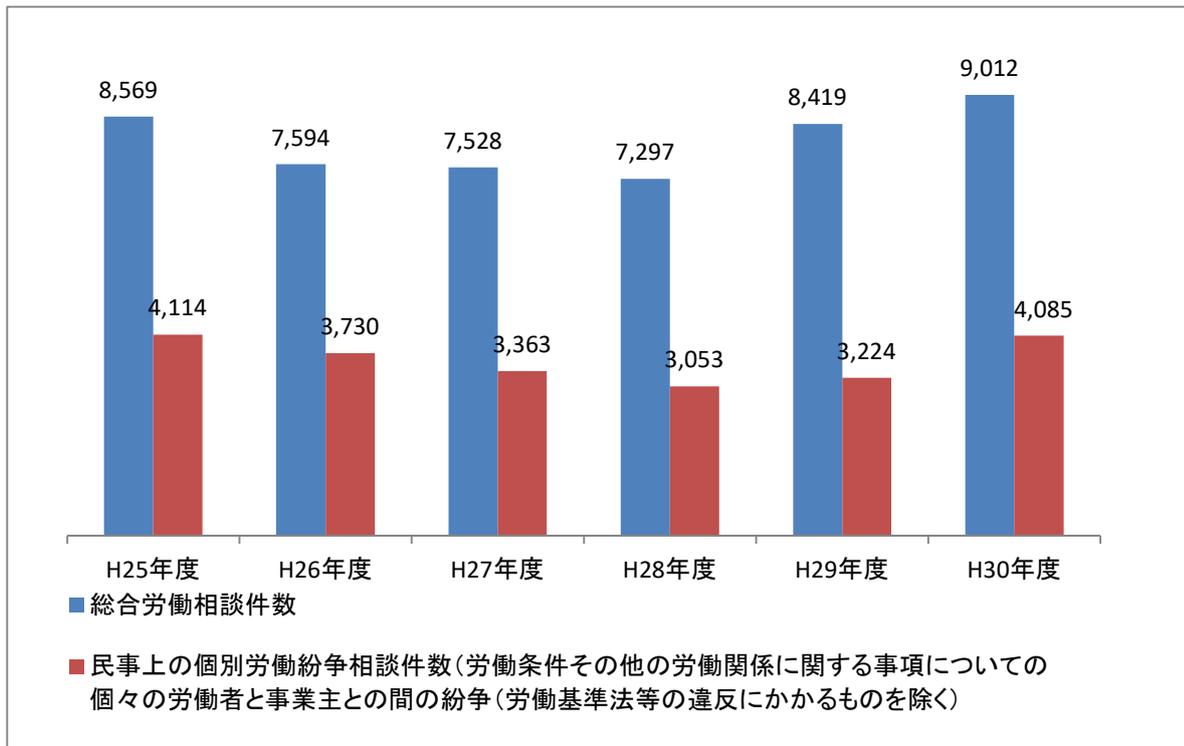
※4 民事上の個別労働紛争について、労働局長が紛争当事者に対し、解決の方向性を示し、自主的な解決を促進

※5 労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員(弁護士や大学教授等労働問題の専門家)による解決の促進

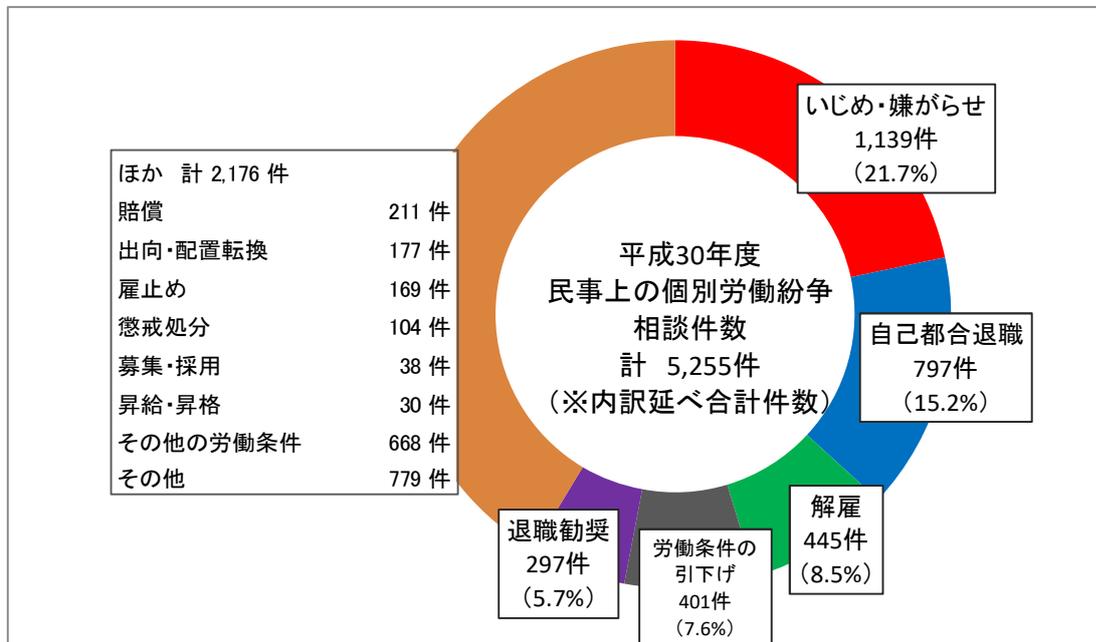
※6 複数の内容にまたがる申出・申請が行われた場合には、複数の内容を件数に計上

# 平成30年度個別労働紛争解決制度の運用状況

## 1 総合労働相談 | (1) 相談件数の推移



## 2 民事上の個別労働紛争 | (1) 相談内容別の件数

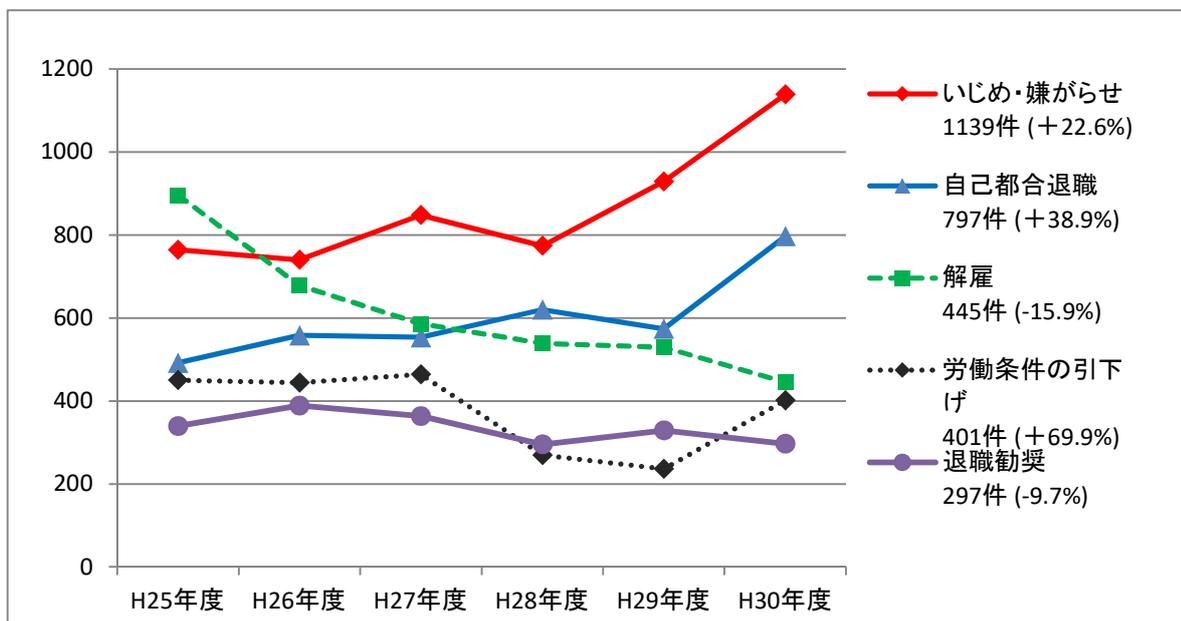


※ 内訳延べ合計件数 : 上記(1)の民事上の個別労働紛争相談件数4,085件のうち、1回の相談において複数の内容にまたがる場合は内容ごとに計上。

(参考) 「いじめ・嫌がらせ」の相談件数の推移

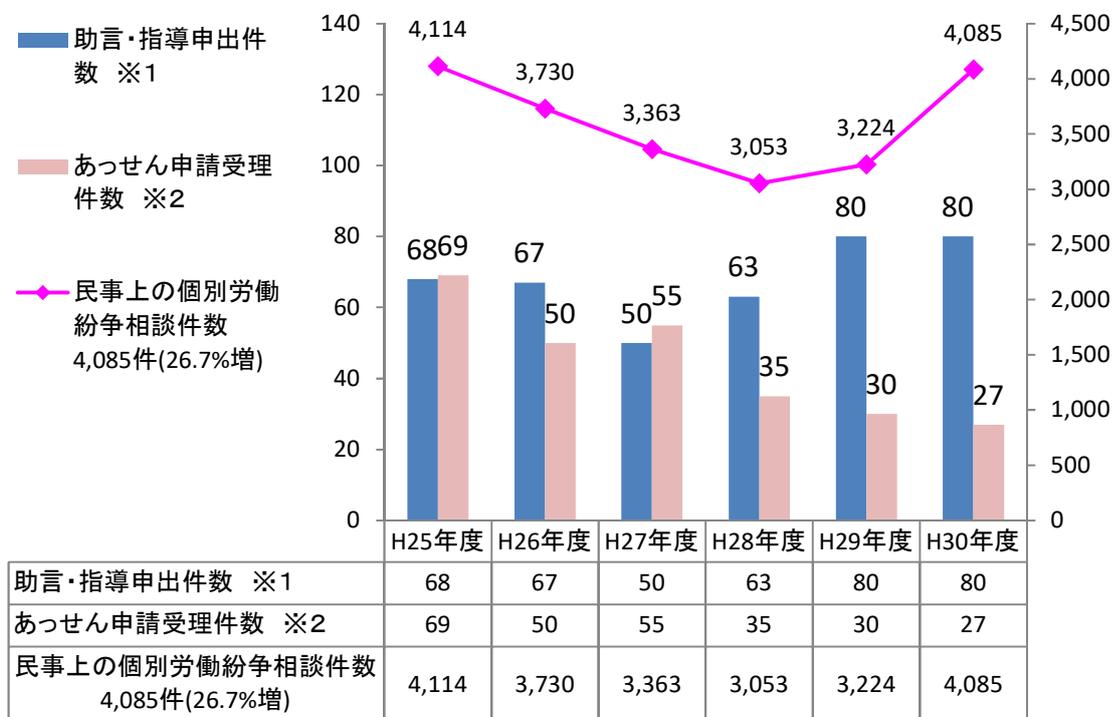
平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
45	145	133	174	245	373	397	430	405	539	683	764	740	848	774	929	1,139

## 2 民事上の個別労働紛争 | (2) 主な相談内容別の件数推移



## 3 労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせん

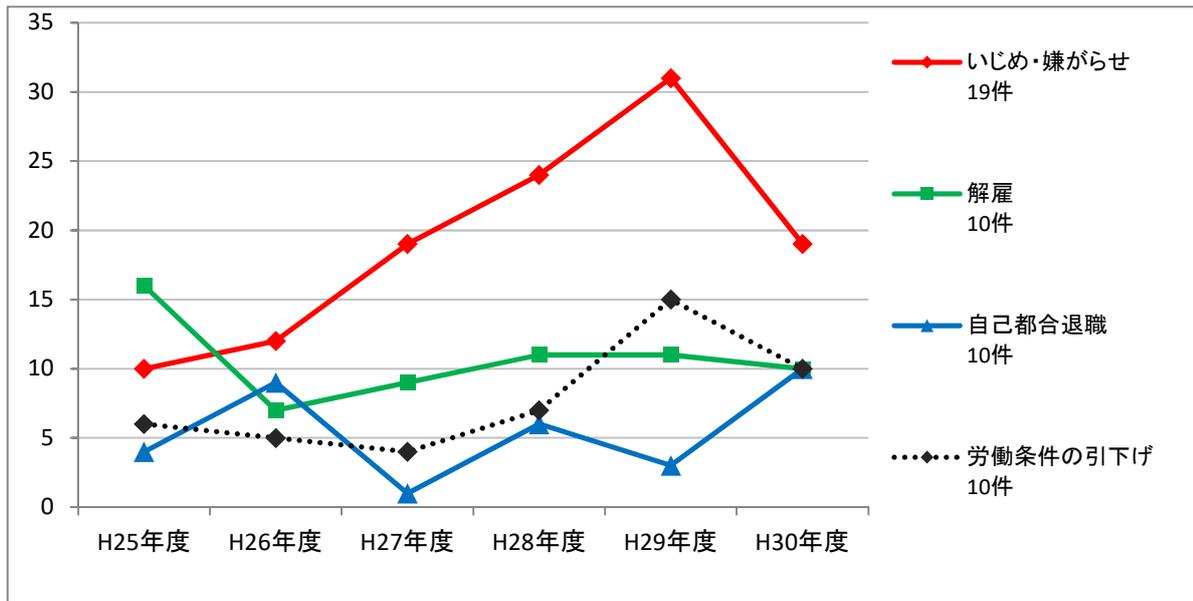
### (1) 助言・指導申出件数及びあっせん申請受理件数



※1 「助言・指導」：民事上の個別労働紛争について、労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。

※2 「あっせん」：労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や大学教授教授など労働問題の専門家）が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。

## (2) 助言・指導における主な申出内容別の件数推移

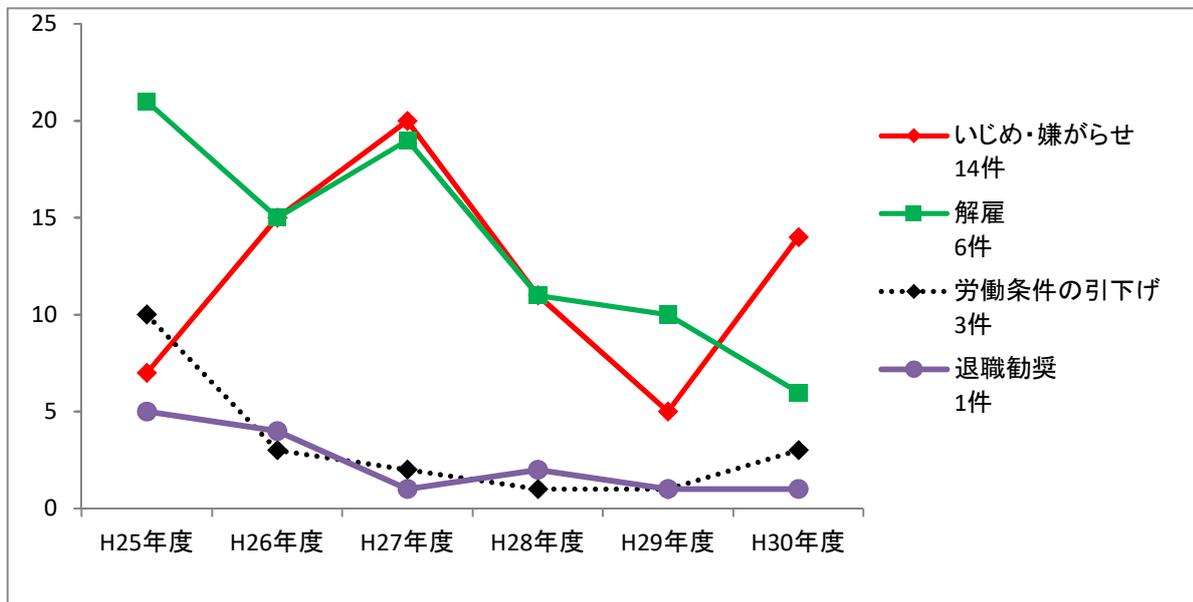


(参考) 助言・指導申出の内容別件数(平成30年度)

いじめ・嫌がらせ	出向・配置転換	解雇	自己都合退職	労働条件の引下げ	その他の労働条件	退職勧奨	雇止め	賠償	募集・採用	懲戒処分	採用内定取消	雇用管理・改善等	その他	※合計
19	15	10	10	10	8	6	6	5	2	1	1	1	6	100
19.0%	15.0%	10.0%	10.0%	10.0%	8.0%	6.0%	6.0%	5.0%	2.0%	1.0%	1.0%	1.0%	6.0%	

※ 助言・指導申出件数80件のうち、複数の内容に渡る申出があった場合はそれぞれに件数として計上

## (3) あっせんにおける主な申出内容別の件数推移



(参考) あっせん申請の内容別件数(平成30年度)

いじめ・嫌がらせ	解雇	労働条件の引下げ	賠償	その他の労働条件	出向・配置転換	退職勧奨	その他	※合計
14	6	3	1	1	1	1	1	28
50.0%	21.4%	10.7%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	100%

※ 申請件数27件のうち、複数の内容に渡る申請があった場合はそれぞれに件数として計上

## 平成 30 年度における助言・指導及びあっせんの事例

## 助言・指導の例

事例  
1

## いじめ・嫌がらせにかかる助言・指導

## 事案の概要

申出人が、新入社員に仕事の説明をしていると「早く仕事を終わらせる」と上司から怒鳴られ、理由を説明しようとしても更に大声で怒鳴られた。この件を別の上司に相談すると、勤務のシフトを土日のみに入れられるなどの嫌がらせを受けるようになった。

職場環境の改善を求めようと、本社人事部に電話をかけても、「おって連絡する。」との返答のみで何の対応もしてくれない。このような会社は退職することにしたが、それだけでは気持ちがおさまらず、会社には、相談にきちんと向き合い、職場環境の改善を求めたいとして、助言・指導を申し出たもの。

## 助言・指導の内容・結果

職場のパワーハラスメントを放置することは、使用者が労働者に対しておっている安全配慮義務に反する。申出人からの相談を聴き、場合によっては対応をする必要があることをを説明し、面談等の機会を設けることを促した。

その結果、申出人の話聞く機会が設けられ、申出人からは、「本社人事部より電話があり、これまでのことを丁寧に聞くなどして対応してくれた。上司に対する調査等も行うとのことであったため、調査結果はともかく、職場環境改善に取り組んでもらえると思う」との連絡があり、解決を図ることができた。

## あっせん例

### 事例 1

## いじめ・嫌がらせにかかるあっせん

#### 事案の概要

申請人は、先輩から、威圧的で攻撃的な発言を受けており、上司に何度も相談したが、取り合ってもらえなかった。

その後、体調の関係もあり、2週間ほど休業した後、相談していた上司から、これまでの仕事とは全く関係がない部署に異動を命じられた。一方、行為者である先輩はもとの部署のままであり納得がいかなかったため、**申請人への異動命令を撤回してほしい。**

#### 助言・指導の内容・結果

あっせん委員が双方の主張を聞いたところ、異動はまだ確定しておらず、検討段階とのことであった。今回の申請人の意向を踏まえた検討を促したところ、**異動を見送ることについて合意が成立、解決した。**また、会社は、言動等に留意するよう社員に説明を行うとのことであった。

### 事例 2

## 解雇にかかるあっせん

#### 事案の概要

社長の勧誘を受けて入社したものの、半年経過した頃、1ヶ月後の解雇予告通知を受けた。会社の業績不振を理由としていたが、業績不振とはなっておらず**解雇に納得がいかないので、経済的・精神的苦痛に対する補償金を求める。**

#### 助言・指導の内容・結果

あっせん委員が双方の主張をきき、労働契約法により、解雇は客観的に合理的な理由がなければ解雇は無効である旨事業主に説明したところ、申請人が求める金額には及ばないまでも、**一定の補償額で双方の納得が得られ解決した。**

## 総合労働相談コーナー

名称	所在地	電話番号
☆鹿児島労働局総合労働相談コーナー (鹿児島労働局雇用環境・均等室内)	〒892-8535 鹿児島市山下町 13-21	099-223-8239 
☆鹿児島総合労働相談コーナー (鹿児島労働基準監督署内)	〒890-8545 鹿児島市薬師 1-6-3	099-803-9640 
川内総合労働相談コーナー (川内労働基準監督署内)	〒895-0063 薩摩川内市若葉町 4-24	0996-22-3225
鹿屋総合労働相談コーナー (鹿屋労働基準監督署内)	〒893-0064 鹿屋市西原 4-5-1	0994-43-3385
加治木総合労働相談コーナー (加治木労働基準監督署内)	〒899-5211 始良市加治木町新富町 98-6	0995-63-2035
☆名瀬総合労働相談コーナー (名瀬労働基準監督署内)	〒894-0036 奄美市名瀬長浜町 1-1	0997-52-0574

☆女性の相談員がいます。